

## 敷地面積に対する生産施設面積の割合

	業種の区分	敷地面積に対する生産施設 面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	伸鉄業	35/100
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろつ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45/100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60/100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給	65/100

※環境負荷物質の排出量が少ないと考えられる以下9業種は、生産施設面積率を65%に緩和されています。(平成27年5月25日告示)

業 種 名	敷地面積に対する生産施設 面積の割合	
	改正	前回
製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。)	65/100	35/100
造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)		35/100
非鉄金属鋳物製造業		35/100
一般製材業		40/100
農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)		45/100
繊維機械製造業		45/100
建設機械・鉱山機械製造業		55/100
冷凍機・温湿調整装置製造業		55/100
潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)		60/100